

長時間の時間外勤務者に対する健康管理対策実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、職員安全衛生管理規程（平成23年宮城県訓令甲10号、宮城県企業局管理規程第6号、宮城県議会訓令甲第6号、宮城県人事委員会訓令第3号、宮城県監査委員訓令第5号及び宮城海区漁業調整委員会訓令第2号。以下「安全衛生管理規程」という。）に定めるもののほか、長時間の時間外勤務による職員の健康への影響を未然に防止するため、産業医が行う保健指導等について必要な事項を定めるものとする。

(産業医)

第2 この要領に基づき、保健指導等を行う産業医は原則として安全衛生管理規程第15条第1項に基づき選任されている各所属を担当する産業医とする。

(対象職員)

第3 この要領の対象となる職員は、月45時間を超える時間外勤務等（休日勤務を含む。以下同じ。）を行った職員とする。

(時間外勤務者の報告)

第4 所属長は、所属職員に月80時間を超える時間外勤務等を行わせたときは、別紙様式により翌月10日までに職員厚生課長（以下「課長という。」）を経由して産業医に報告しなければならない。

2 課長は、前項により報告があったときは、産業医に保健指導等を依頼するとともに、所属長に対し当該職員に産業医の面接による保健指導を受けさせるよう通知するものとする。

3 所属長は、当該職員に産業医の面接による保健指導を受けさせるとともに、所属長にあつては職場の健康管理について産業医の助言指導を受けるものとする。

(産業医による保健指導)

第5 産業医は、第4の2により依頼を受けたときは、当該職員に対して面接による保健指導を行い、所属長に対しては職場の健康管理について助言指導を行うものとする。

2 面接の結果、必要と認める場合には、必要な項目について健康診断を受診させ、その結果に基づき事後指導を行うものとする。

なお、健康診断は職員厚生課が実施するものとし、別途日程等を調整し当該所属に通知する。

3 課長は、産業医の助言指導に基づく改善状況等について、所属長に報告を求めることができる。

(所属長の措置)

第6 所属長は、産業医から助言指導を受けた場合には、助言指導に沿って職員の健康管理に当たるとともに安全衛生管理規程第39条、第40条第1項、第41条及び第42条の規定に基づく事前管理にさらに努めるものとする。

(時間外勤務者の健康管理)

第7 所属長は、月45時間を超える時間外勤務を行わせた職員がいる場合で、第4の1の報告対象とならない場合においても、必要に応じて職場の健康管理について産業医の助言指導を受けるものとする。

(サービスの扱い)

第8 この要領に基づき職員が保健指導及び健康診断へ出席することは、職務命令によるものとする。

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年9月9日から施行し、時間外勤務者の報告は平成23年9月分の報告に係るものから適用する。

産業医 殿

所 属 長 閣

時間外勤務等報告書

所 属	(部・所, 課・班)	職 名	
氏 名		職員番号	
職務内容	(出張の有無なども含め具体的に当該月又は期間の主な仕事を記載)		
執務場所	(作業環境について具体的に)		
正 規 の 勤 務 時 間	_____時_____分から_____時_____分まで		
時間外勤務 の 状 況	<p>○この1か月で80時間を超えている</p> <p>具体的に_____時間である。</p> <p>時間外勤務は最も長い日で_____時間, 短い日で_____時間</p>		
休日・休暇 等 の 状 況	週休日等_____日, 年休_____日, 代休等_____日, その他_____日		
今 後 の 時間外労働 の見込み	(いつまで続く見込みであるか, 仕事量の増減の予定など)		
提出書類	時間外勤務命令簿, 出勤簿, 年次有給休暇簿等の写		

作成担当者職氏名

(Tel :

)

(職員厚生課経由)